

資料 1

1-1 消防団の階級

(1) 根拠法令等

消防組織法 (抄)

第23条 (消防団員の身分取扱い等)

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

消防団の階級の基準 (抄)

第1条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

第2条 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。

第3条 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(2) 消防団組織体系図

〈団員数：平成24年4月1日〉

団 長	<u>2, 284人</u>	} 合計 <u>874, 193人</u>
副 団 長	<u>7, 763人</u>	
分 団 長	<u>26, 903人</u>	
副 分 団 長	<u>28, 297人</u>	
部 長	<u>56, 384人</u>	
班 長	<u>133, 490人</u>	
団 員	<u>619, 072人</u>	

1-2 消防学校における教育訓練に関する現状

(1) 根拠法令等

消防組織法（抄）

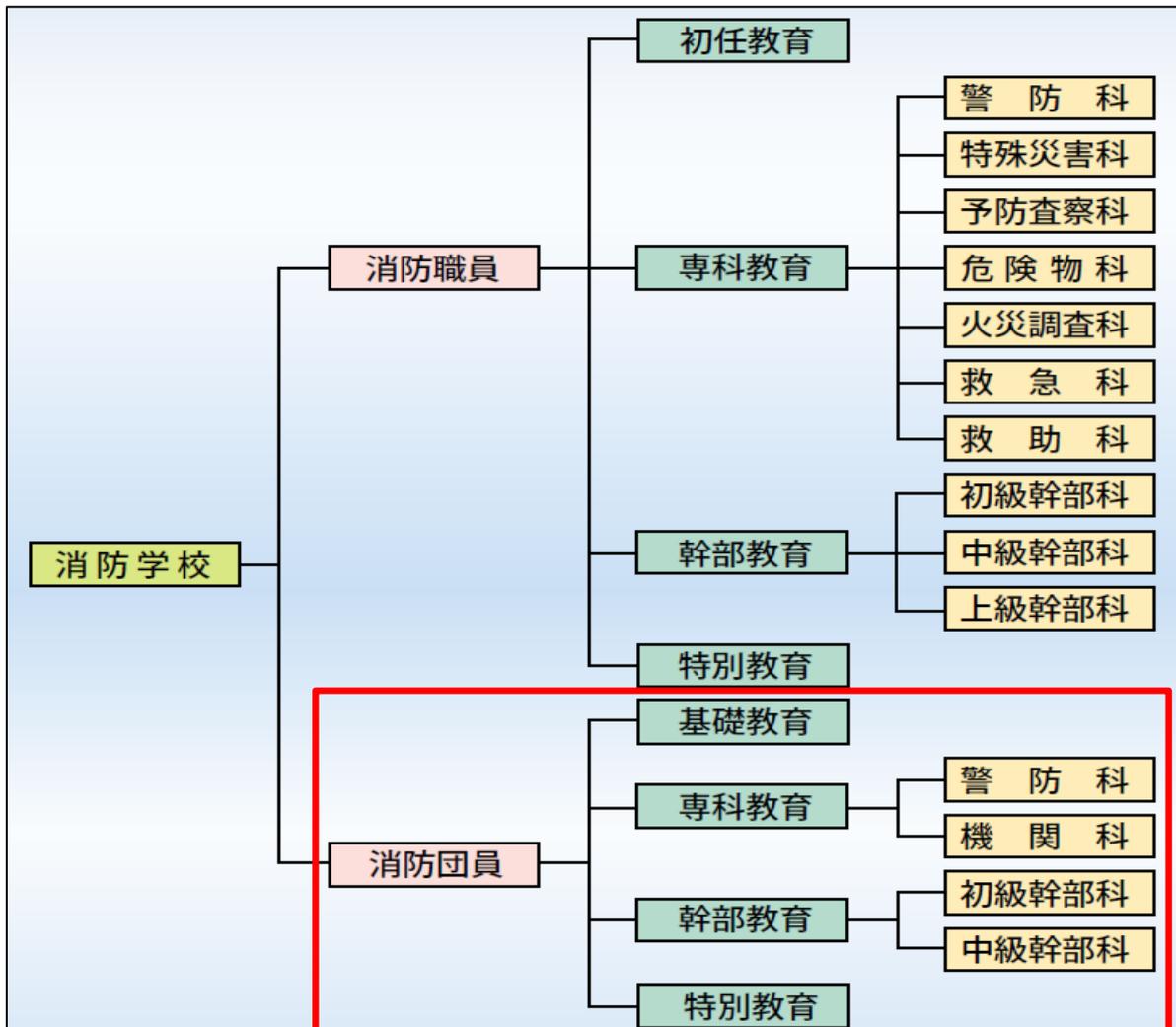
第五十一条

都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

消防学校における教育訓練の基準（別添参照）

(2) 「消防学校の教育訓練の基準」体系図



(注) 現行の救急Ⅱ課程については、当分の間の経過措置として、現行の基準に基づく救急Ⅰ課程修了者を対象に開講することができる。

(3) 消防団員に対する教育カリキュラム

ア 根拠法令等

消防組織法（抄）

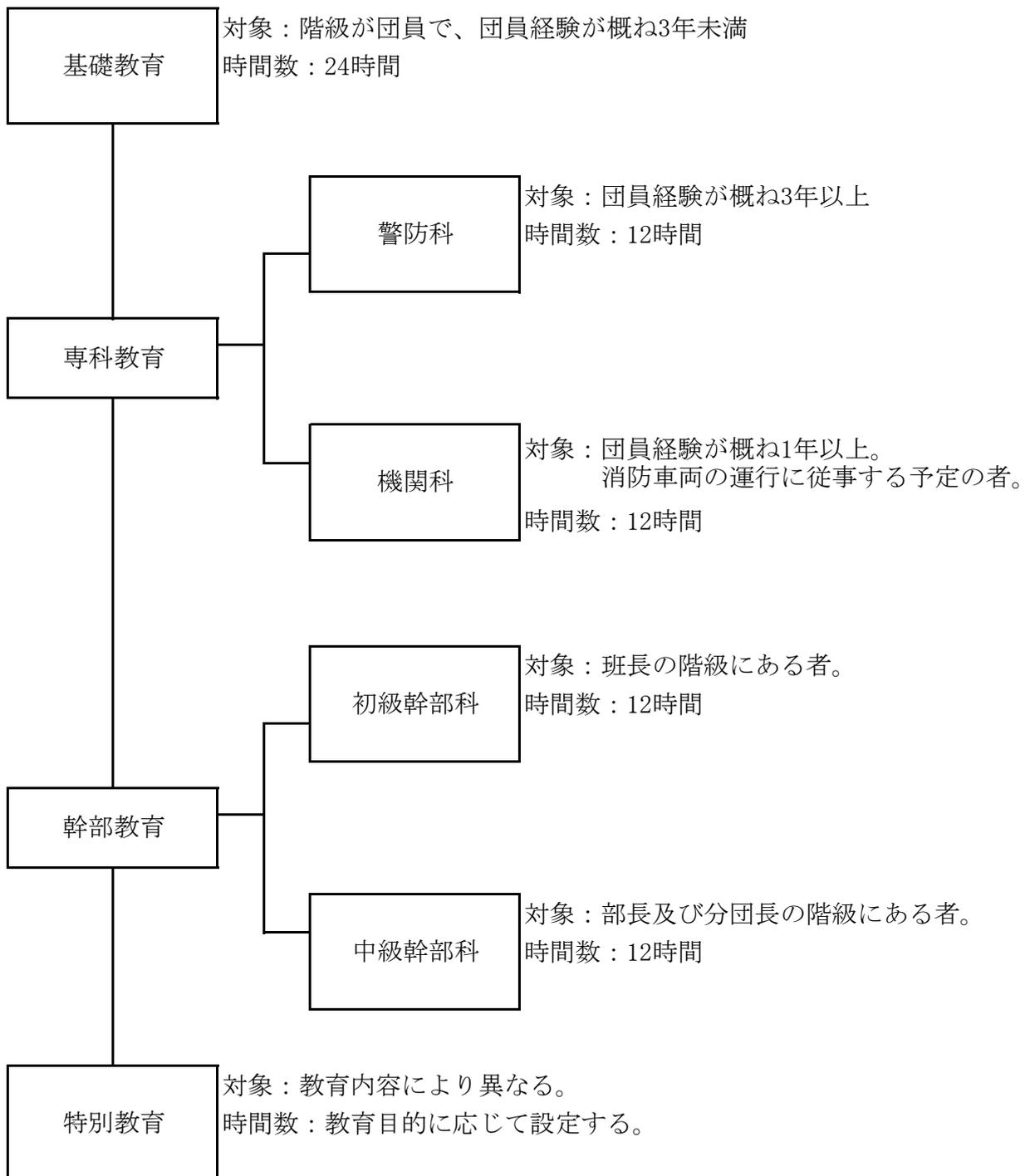
第4条（消防庁の任務及び所掌事務）

消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
（略）

五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項

イ 消防学校の教育訓練の基準（消防団部分のみ抜粋）



(4) 消防団員を対象とする教育訓練の実施状況

平成24年度

消防学校	基礎教育		警防科		機関科		初級幹部科		中級幹部科		特別教育	
	実施回数	学生数計	実施回数	学生数計	実施回数	学生数計	実施回数	学生数計	実施回数	学生数計	実施回数	学生数計
北海道	2	41	-	-	-	-	-	-	2	97	-	-
青森県	1	5	-	-	1	12	1	8	1	23	1	9
岩手県	-	-	1	23	-	-	1	40	1	62	1	32
宮城県	1	36	-	-	1	49	1	45	1	44	-	-
秋田県	1	9	-	-	-	-	-	-	1	22	3	76
山形県	-	-	-	-	1	27	1	55	1	55	5	170
福島県	-	-	-	-	1	20	2	89	3	128	-	-
茨城県	4	435	-	-	3	33	1	31	1	17	22	649
栃木県	3	181	-	-	-	-	2	167	-	-	-	-
群馬県	59	1,336	-	-	3	144	-	-	2	99	2	59
埼玉県	6	469	-	-	-	-	1	98	1	114	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	134
東京都	-	-	1	51	1	50	1	47	1	45	1	46
神奈川県	3	67	2	118	1	23	13	743	1	52	4	142
新潟県	-	-	1	58	-	-	1	40	-	-	5	189
富山県	4	335	-	-	-	-	1	46	-	-	1	36
石川県	-	-	1	21	-	-	1	31	-	-	2	78
福井県	-	-	-	-	-	-	2	71	3	76	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	-	3	181	2	64	-	-
長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	3	134	9	561
岐阜県	1	38	-	-	1	34	1	40	1	45	29	613
静岡県	-	-	1	70	-	-	1	70	-	-	1	76
愛知県	-	-	-	-	-	-	1	47	-	-	6	1,191
三重県	1	17	-	-	1	20	3	66	1	30	20	1,090
滋賀県	1	58	1	25	2	72	-	-	1	57	3	186
京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	2	94	13	475
大阪府	1	445	-	-	-	-	1	237	1	52	3	400
兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	1	85	19	454
奈良県	5	144	-	-	1	40	1	38	1	32	-	-
和歌山県	-	-	-	-	1	27	1	30	-	-	-	-
鳥取県	3	74	1	6	2	16	2	19	-	-	4	68
島根県	1	16	-	-	-	-	1	20	1	32	1	12
岡山県	-	-	2	37	2	52	1	11	2	24	27	777
広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	1	36	6	438
山口県	1	6	1	11	-	-	1	16	1	32	-	-
徳島県	1	19	-	-	1	30	1	33	-	-	4	125
香川県	2	71	1	20	-	-	-	-	1	29	2	65
愛媛県	-	-	-	-	-	-	1	49	1	16	6	143
高知県	-	-	-	-	-	-	1	47	-	-	1	38
福岡県	2	388	-	-	-	-	1	43	1	85	2	42
佐賀県	1	3	1	1	1	5	2	103	2	101	4	395
長崎県	-	-	3	58	-	-	-	-	6	259	2	61
熊本県	1	40	-	-	1	40	4	332	2	127	3	76
大分県	1	27	-	-	-	-	-	-	2	62	11	251
宮崎県	3	66	-	-	-	-	-	-	8	232	2	65
鹿児島県	3	159	-	-	2	91	1	55	1	63	1	63
沖縄県	1	23	1	15	-	-	1	10	-	-	-	-
県計	113	4,508	18	514	27	785	58	2,958	61	2,525	229	9,285
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	2	90	-	-
千葉市	1	39	-	-	2	288	-	-	-	-	2	377
横浜市	-	-	1	96	-	-	1	164	1	99	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	1	58	-	-
京都市	6	349	13	147	3	111	3	92	2	96	13	654
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	3	160	2	119	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	1	111	-	-	1	60	2	221	1	101	2	134
東京消防庁	-	-	1	57	3	104	1	58	1	58	-	-
政令市計	11	659	17	419	9	563	7	535	8	502	17	1,165
合計	124	5,167	35	933	36	1,348	65	3,493	69	3,027	246	10,450

◇ 大規模災害時の役割分担

○市町村長(市役所・町村役場)

災害対策本部の設置など

○消防本部

消火、検索・救助、救急(応急手当を含む。)、避難誘導、警戒

・ 火災防ぎよ、人命救助等が最優先。

・ 被害状況の把握・伝達等、市町村災害対策本部の機能を補佐。

- ・ 医療機関
- ・ 都道府県の出先機関
- ・ 警察(交番など)
- ・ 国の出先機関

○消防団

消火、水防活動、検索・救助、応急手当、避難誘導、警戒、避難所支援 その他

・ 避難誘導の比重が大。

・ 検索・救助にあたっては、警察や自衛隊などと連携した活動も。

○町内会・自主防災組織・自主防犯組織(住民)

初期消火、救助、応急手当、避難誘導・支援、避難所支援、(消防隊のバックアップ)

・ 津波災害時では、率先避難、避難の呼びかけや災害時要援護者の避難支援も。

・ 阪神・淡路大震災のように倒壊家屋が多い場合は、救助が重要。

・ 首都直下地震のように火災が同時多発することが想定される場合は、初期消火が重要。

・ 場合によって防犯活動も。

○婦人防火クラブ(住民)

初期消火、応急手当、避難誘導・支援、避難所支援、(消防隊のバックアップ)

○ボランティア(住民)

避難所支援、(消防隊のバックアップ)

○学校(児童・生徒の安全確保、避難所運営補助)

○企業等の事業所(自衛消防組織ほか)

○民生委員

災害時要援護者など

○社会福祉協議会

ボランティアセンターの立ち上げなど

- ・ 国
- ・ 自衛隊
- ・ 緊急消防援助隊

- ・ ボランティア
- ・ 企業
- ・ NPO
- ・ 医師会など

- ・ 都道府県
- ・ 警察

2 教育訓練の見直しが必要となった背景

背景

- 1 東日本大震災を踏まえ、大規模災害での消防団活動（避難誘導、消火、水防活動、検索・救助等）に大きな期待
- 2 東日本大震災で多数の消防団員が犠牲となったことから、災害活動における安全管理の徹底、安全装備の整備の必要性
- 3 「消防団の装備の基準」の改正により、安全装備や救急救助資機材、情報通信資機材などの新たな資機材が追加
- 4 大規模災害時において常備消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察等との連携強化が必要
- 5 地域防災力の中核として、消防団が自主防災組織等の指導・育成に関わることが求められている

消防学校における教育訓練基準の課題

- 1 教育訓練内容は消火活動が中心で、大規模災害発生時の消防団活動に関するものは少ない
- 2 消防団の教育訓練は座学が中心で、実践的な実技訓練が不足している。特に、大規模災害発生時における消防団活動訓練は実技訓練がない
- 3 安全管理に関する訓練は危険予知訓練に限定されている
- 4 他機関との連携訓練（情報収集・伝達、マーキングの活用等）は行われていない

消防学校における教育訓練の制約状況

- 消防学校での教育訓練は、場所・指導者に限りがあり、訓練実施回数や受講人数に制約がある
- 他の職業に就いている消防団員の多くが教育訓練を受けられるのが休日だけであり、時間も限られている
- 従って、全ての団員に対して長期にわたる訓練を行うのは不可能である

消防学校における教育訓練の見直しの対象

- ◇ 現場のリーダー（部長クラス）に実践的な教育訓練を受講させる
↓
- ◇ 現場のリーダー（部長クラス）は、各団員に実践的な訓練を浸透させる
↓
- ◇ 消防団全体の災害対応能力の向上

3-1 教育カリキュラムの見直し



3-2 消防団員に対する教育カリキュラムの見直しについて

【「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標についての改正案（平成15年11月19日付け消防消第220号消防庁消防課長通知）】

中級幹部科<現在>

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		中級幹部としての職責と心構え	1
組織制度	消防団の概要	消防団組織の現況	1
		消防団の充実強化及び活性化対策	
現場指揮	現場指揮要領	現場指揮の重要性と効果	3
		火災防ぎよ 指揮要領と留意点	
	火災想定訓練	建物火災現場指揮訓練	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割	2
		地域防災計画に占める消防団の役割	
	現場活動要領	大規模地震	
		風水害	
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因	2
		消防団活動に係る事故予防対策	
		災害現場等における事故発生時の措置	
	公務災害補償	公務災害補償制度の概要	
事例研究	実務研究課題討議	消防団の充実強化及び活性化事例	2
		安全管理事例	
行事その他		入校式、修了式等	1
			12

部長クラス対象課程・・・現場の指揮者にある者を対象に、消火・救助等の技術と知識を実践訓練を中心とした教育。

主な教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容
現場指揮	現場指揮要領	現場指揮の重要性と効果 火災救助指揮要領と留意点
	火災救助想定訓練	火災救助現場指揮訓練
災害対応	避難誘導	車両での避難広報、車両以外での避難広報
	消火	指揮者としての安全管理の徹底
	水防活動	浸水区域の救助
	検索・救助	倒壊家屋、土砂災害
	応急手当	止血法、心肺蘇生法
	(共通内容)長期化活動	指揮下団員の安全管理
	(共通内容)惨事ストレス	予防と早期発見、罹患団員のケア
他機関との連携		大規模災害時における情報収集・伝達要領
地域防災リーダー養成		自主防災組織等に対する指導要領

分団長クラス課程・・・分団本部員となり得る者を対象に、上級幹部となるために必要な知識を得るための座学を中心とした教育

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容
組織制度	消防団の概要	消防団組織の現況
		消防団の充実強化及び活性化対策
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割
		地域防災計画に占める消防団の役割
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因
		消防団活動に係る事故予防対策
		災害現場等における事故発生時の措置
	公務災害補償	公務災害補償制度の概要
事例研究	実務研究課題討議	消防団の充実強化及び活性化事例
		安全管理事例

3-3 教育訓練内容の検討

消防団活動	訓練内容	必要資機材	安全管理
避難誘導	車両での避難広報	携帯用無線機 トランシーバー 車載用無線機 無線受令機 救命胴衣	○常に1名は無線、ラジオ放送、周囲の状況等で警戒 ○常に高台等への退避ルートを念頭に活動
	車両を離れての避難広報		○1名は車両で待機し、消防団指揮本部との連絡、ラジオ等での情報収集等 ○車両は直ちに退避できるように停車位置や向きに配慮 ○隊として行動し、救命胴衣を着用のうえ、無線（トランシーバーを含む。）を携行
消火	水利確保	防火衣 防火帽 防火用長靴 防火手袋 投光器 発電機 燃料携行缶	○車両等の損傷を回避できる位置 ○一般車両、通行人等の動きに注意
	ホース延長		○転倒、つまずき等に注意 ○夜間は、投光器等により、活動しやすい環境を確保
	消火活動		○指揮者は、火点を一巡し、火災実態を把握して安全管理の徹底 ○ガス、電気等、二次災害の危険が大きい場合は、必ず消防署隊の指揮統制下で活動
水防活動	浸水区域の救助	救命胴衣 ボート 投光器 発電機 燃料携行缶	○救命胴衣や命綱を着用 ○夜間の作業は、作業範囲全体の十分な照明の確保 ○単独行動厳禁 ○退避方法の確認
検索・救助	倒壊家屋	ゴーグル 防塵マスク 耐切創性手袋 救助用の靴 油圧切断機 エンジンカッター チェーンソー 油圧ジャッキ 可搬ウインチ	○釘や針金による踏み抜き防止のため、救助用の靴の着装 ○家屋・塀の倒壊のおそれがあるときは、ロープ等での固定 ○現場付近全体の安全確保のため、監視員を配置
	土砂災害		○崩壊危険等を考え安全な場所を確認して進入 ○崩壊等の危険が予想される警戒区域等にはロープを張り進入制限 ○資機材の搬送、取扱いは、二次災害の未然防止に配慮

応急手当	止血法	自動体外式除細動器 応急処置用セット	○感染防止衣、手袋、マスクなどによる感染防止の徹底 ○直接血液には触れないこと
	心肺蘇生法		○電気ショックを行う際は、誰も傷病者に触れていないことの確認 ○人工呼吸は、感染防止のため人工呼吸器やポケットマスク等の器具の使用
共通	長期化活動	エアーテント 非常用備蓄物資	○団員の食料、飲料水及び車両等の燃料の確保 ○分団ごとにローテーションを組んで計画的に活動 ○団員の健康・安全を考慮した休憩や交替
	惨事ストレス		○消防団幹部や団員が相互に表情、健康状態、行動等を観察し、心身に不調をきたしているか否かの把握 ○心身に不調をきたしていると思われる団員を発見した場合は、積極的に声をかけ、傾聴

消防団活動	訓練内容	具体的内容
他機関との連携	大規模災害時の情報収集・伝達要領	○他機関に対する案内役等 ○情報収集・伝達等の情報共有 ○検索救助活動における活動標示（マーキング）の活用

消防団活動	訓練内容	具体的内容
地域防災リーダーの養成	自主防災組織等に対する指導要領	○大規模災害発生時に使用する救急救助資機材の充実 ○救急救助資機材取扱いマニュアルの策定